

## 報告第1号

職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成29年2月21日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

## 専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年1月31日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 16,264円

2 相手方

3 事故の概要

平成28年11月28日午後6時24分頃、山目字泥田地内において、総務部職員課の職員が公用車で国道342号を走行中、左側の店舗駐車場から進入してきた相手方車両の右側部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 15パーセント

## 専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年2月2日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 73,008円

2 相手方

3 事故の概要

平成29年1月17日午後2時15分頃、川崎支所の駐車場において、川崎支所市民課の職員が公用車を後退させた際、後方を十分確認しなかったため、駐車していた相手方車両のフロント右側部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

議案第 1 号

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2月21日提出

一関市長 勝 部 修

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年一関市条例第45号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>個人番号利用事務実施者</u> 番号法第 2 条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(6) <u>情報提供ネットワークシステム</u> 番号法第 2 条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>

(個人番号の利用範囲)

第4条 [略]

2 市の機関（法令の規定により番号法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するもの（当該保有する特定個人情報のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）については、生活に困窮する外国人を対象として同法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護等関係情報」という。）を含むものとする。）を利用することができる。

3 別表第2の左欄に掲げる機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。

4 [略]

(個人番号の利用範囲)

第4条 [略]

2 市の機関（法令の規定により番号法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するもの（当該保有する特定個人情報のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）については、生活に困窮する外国人を対象として同法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護等関係情報」という。）を含むものとする。）を利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けられるときは、当該特定個人情報の提供を受けられるものとする。

3 別表第2の左欄に掲げる機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けられるときは、当該特定個人情報の提供を受けられるものとする。

4 [略]

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 [略]

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 [略]

2 別表第1 (第4条関係)

機関	事務
<u>1</u> 市長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
<u>2</u> 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
<u>3</u> 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
<u>4</u> 市長	[略]
<u>5</u> 市長	小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
<u>6~8</u>	[略]

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
<u>1</u> 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
<u>2</u> 市長	[略]
<u>3</u> 市長	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
<u>4~6</u>	[略]

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	[略]	
2 市長	<u>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
3 市長	<u>特定優良賃貸住宅の供</u>	<u>地方税関係情報であって規</u>

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	[略]	

	<u>給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>規則で定めるもの</u>
4 市長	<u>介護保険法</u> による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
		[略]
5 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略] <u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
6～8	[略]	
9 市長	<u>小児慢性特定疾患児日常生活用具</u> の給付	<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>

2 市長	<u>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
		[略]
3 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略] <u>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
4～6	[略]	
7 市長	<u>小児慢性特定疾病児童等日常生活用具</u> の給付	<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>



	に関する事務であって規則で定めるもの			に関する事務であって規則で定めるもの	<u>生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</u>
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
<u>10</u>	市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	<u>8</u>	市長
					生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
					<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
					<u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
					<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
			地方税関係情報であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
					<u>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>

						<u>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
						<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>11・12</u>			<u>9・10</u>	[略]	

備考 改正部分は、下線部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、本則の表2の項の改正部分及び次項の表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。  
(一関市個人情報保護条例の一部改正)
- 一関市個人情報保護条例（平成18年一関市条例第76号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(設置) 第43条 実施機関の諮問に応じ、第5条第2項第9号及び第3項ただし書、第6条第1項第7号並びに第7条ただし書に規定する事項並びに番号法 <u>第26条第1項</u> に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査し、審議するため、一関市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。	(設置) 第43条 実施機関の諮問に応じ、第5条第2項第9号及び第3項ただし書、第6条第1項第7号並びに第7条ただし書に規定する事項並びに番号法 <u>第27条第1項</u> に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査し、審議するため、一関市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2	[略]	[略]

2	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項_____に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(個人情報提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者_____</p> <p>_____(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第34条の2 何人も、公文書に記録されている自己に関する特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第5条の規定に違反して収集されたものであるとき、第6条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(個人情報提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第34条の2 何人も、公文書に記録されている自己に関する特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第5条の規定に違反して収集されたものであるとき、第6条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、</p>
---	--	---

第8条第3項の規定に違反して保有されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) [略]

2・3 [略]

(設置)

第43条 実施機関の諮問に応じ、第5条第2項第9号及び第3項ただし書、第6条第1項第7号並びに第7条ただし書に規定する事項並びに番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査し、審議するため、一関市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 [略]

第8条第3項の規定に違反して保有されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) [略]

2・3 [略]

(設置)

第43条 実施機関の諮問に応じ、第5条第2項第9号及び第3項ただし書、第6条第1項第7号並びに第7条ただし書に規定する事項並びに番号法第28条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査し、審議するため、一関市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 [略]

備考 改正部分は、下線部分である。

議案第2号

一関市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

一関市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月21日提出

一関市長 勝 部 修

一関市行政組織条例の一部を改正する条例

一関市行政組織条例（平成17年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。</p> <p>市長公室 総務部 まちづくり推進部 市民環境部 保健福祉部 商工労働部 農林部 建設部 <u>上下水道部</u></p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。</p> <p>市長公室 総務部 まちづくり推進部 市民環境部 保健福祉部 商工労働部 農林部 建設部 <u>下水道部</u></p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>

<p>(9) <u>上下水道部</u></p> <p>ア <u>簡易水道</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>イ <u>下水道</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>ウ <u>農業集落排水</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>エ <u>合併処理浄化槽</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>(9) <u>下水道部</u></p> <p>ア <u>下水道</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>イ <u>農業集落排水</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>ウ <u>合併処理浄化槽</u>に関する<u>こと</u>。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(一関市職員定数条例の一部改正)
- 2 一関市職員定数条例（平成17年一関市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>議会の事務部局の職員</td><td style="text-align: center;">8人以内</td></tr> <tr><td>市長の事務部局の職員</td><td style="text-align: center;"><u>946人以内</u></td></tr> <tr><td>選挙管理委員会の事務部局の職員</td><td style="text-align: center;">2人以内</td></tr> <tr><td>監査委員の事務部局の職員</td><td style="text-align: center;">5人以内</td></tr> <tr><td>農業委員会の事務部局の職員</td><td style="text-align: center;">8人以内</td></tr> <tr><td>教育委員会の事務部局及び市立学校その他教育機関の職員</td><td style="text-align: center;">134人以内</td></tr> <tr><td>水道部の職員</td><td style="text-align: center;"><u>45人以内</u></td></tr> <tr><td>病院事業の職員</td><td style="text-align: center;">102人以内</td></tr> <tr><td>消防職員</td><td style="text-align: center;">236人以内</td></tr> </table>	議会の事務部局の職員	8人以内	市長の事務部局の職員	<u>946人以内</u>	選挙管理委員会の事務部局の職員	2人以内	監査委員の事務部局の職員	5人以内	農業委員会の事務部局の職員	8人以内	教育委員会の事務部局及び市立学校その他教育機関の職員	134人以内	水道部の職員	<u>45人以内</u>	病院事業の職員	102人以内	消防職員	236人以内	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>議会の事務部局の職員</td><td style="text-align: center;">8人以内</td></tr> <tr><td>市長の事務部局の職員</td><td style="text-align: center;"><u>941人以内</u></td></tr> <tr><td>選挙管理委員会の事務部局の職員</td><td style="text-align: center;">2人以内</td></tr> <tr><td>監査委員の事務部局の職員</td><td style="text-align: center;">5人以内</td></tr> <tr><td>農業委員会の事務部局の職員</td><td style="text-align: center;">8人以内</td></tr> <tr><td>教育委員会の事務部局及び市立学校その他教育機関の職員</td><td style="text-align: center;">134人以内</td></tr> <tr><td>水道部の職員</td><td style="text-align: center;"><u>50人以内</u></td></tr> <tr><td>病院事業の職員</td><td style="text-align: center;">102人以内</td></tr> <tr><td>消防職員</td><td style="text-align: center;">236人以内</td></tr> </table>	議会の事務部局の職員	8人以内	市長の事務部局の職員	<u>941人以内</u>	選挙管理委員会の事務部局の職員	2人以内	監査委員の事務部局の職員	5人以内	農業委員会の事務部局の職員	8人以内	教育委員会の事務部局及び市立学校その他教育機関の職員	134人以内	水道部の職員	<u>50人以内</u>	病院事業の職員	102人以内	消防職員	236人以内
議会の事務部局の職員	8人以内																																				
市長の事務部局の職員	<u>946人以内</u>																																				
選挙管理委員会の事務部局の職員	2人以内																																				
監査委員の事務部局の職員	5人以内																																				
農業委員会の事務部局の職員	8人以内																																				
教育委員会の事務部局及び市立学校その他教育機関の職員	134人以内																																				
水道部の職員	<u>45人以内</u>																																				
病院事業の職員	102人以内																																				
消防職員	236人以内																																				
議会の事務部局の職員	8人以内																																				
市長の事務部局の職員	<u>941人以内</u>																																				
選挙管理委員会の事務部局の職員	2人以内																																				
監査委員の事務部局の職員	5人以内																																				
農業委員会の事務部局の職員	8人以内																																				
教育委員会の事務部局及び市立学校その他教育機関の職員	134人以内																																				
水道部の職員	<u>50人以内</u>																																				
病院事業の職員	102人以内																																				
消防職員	236人以内																																				
備考 改正部分は、下線の部分である。																																					

(一関市下水道事業等経営審議会条例の一部改正)

3 一関市下水道事業等経営審議会条例（平成17年一関市条例第225号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>上下水道部下水道課</u> で処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>下水道部下水道課</u> で処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

議案第3号

一関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月21日提出

一関市長 勝 部 修

一関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一関市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年一関市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(扶養手当) 第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫  (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(	(扶養手当) 第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1



職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円)とする。

4 [略]

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては

その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月

人につき10,000円とする。

4 [略]

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月



備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 一関市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年一関市条例第197号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途なく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子及び孫</u></p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途なく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子</u></p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>孫</u></p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 一関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年一関市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途なく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子及び孫</u></p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途なく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子</u></p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>孫</u></p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p>

<p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p>	<p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の一関市一般職の職員の給与に関する条例第9条第3項及び第10条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条 第3項	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円	前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）
第10条 第3項	扶養手当の支給額の改定	扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のう

		ち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
--	--	--

議案第 4 号

一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2月21日提出

一関市長 勝 部 修

一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一関市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与に関する特例) 第8条 [略] 2 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額並びにその支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）第19条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料又は報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。	(給与に関する特例) 第8条 [略] 2 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額並びにその支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）第19条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料又は報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。

議案第5号

一関市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月21日提出

一関市長 勝 部 修

一関市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

一関市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成20年一関市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれの前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として <u>100分の155</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれの前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第6号

一関市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

一関市立学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月21日提出

一関市長 勝 部 修

一関市立学校条例の一部を改正する条例

一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(小学校の設置)</p> <p>第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一関市立巖美小学校</td> <td>一関市巖美町字上ノ台55番地2</td> </tr> <tr> <td>一関市立本寺小学校</td> <td>一関市巖美町字岡山16番地4</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中学校の設置)</p> <p>第3条 市立の中学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一関市立巖美中学校</td> <td>一関市巖美町字上ノ台45番地1</td> </tr> <tr> <td>一関市立本寺中学校</td> <td>一関市巖美町字岡山16番地4</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		一関市立巖美小学校	一関市巖美町字上ノ台55番地2	一関市立本寺小学校	一関市巖美町字岡山16番地4	[略]		名称	位置	[略]		一関市立巖美中学校	一関市巖美町字上ノ台45番地1	一関市立本寺中学校	一関市巖美町字岡山16番地4	[略]		<p>(小学校の設置)</p> <p>第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一関市立巖美小学校</td> <td>一関市巖美町字上ノ台55番地2</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中学校の設置)</p> <p>第3条 市立の中学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一関市立巖美中学校</td> <td>一関市巖美町字上ノ台45番地1</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		一関市立巖美小学校	一関市巖美町字上ノ台55番地2	[略]		名称	位置	[略]		一関市立巖美中学校	一関市巖美町字上ノ台45番地1	[略]	
名称	位置																																				
[略]																																					
一関市立巖美小学校	一関市巖美町字上ノ台55番地2																																				
一関市立本寺小学校	一関市巖美町字岡山16番地4																																				
[略]																																					
名称	位置																																				
[略]																																					
一関市立巖美中学校	一関市巖美町字上ノ台45番地1																																				
一関市立本寺中学校	一関市巖美町字岡山16番地4																																				
[略]																																					
名称	位置																																				
[略]																																					
一関市立巖美小学校	一関市巖美町字上ノ台55番地2																																				
[略]																																					
名称	位置																																				
[略]																																					
一関市立巖美中学校	一関市巖美町字上ノ台45番地1																																				
[略]																																					



備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。